

入札監視委員会議事概要書

開催日時	令和6年7月30日（月） 午後1時30分	
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室	
出席委員	須藤 賢一 柳岡 隆 掛貝 祐太	
抽出案件	6件	（議 事） 1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について
一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	2件	
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	意見・質問	回 答
	1 入札契約の運用状況について	○これまでの委員会で、指名業者数に統一性がない点を度々ご指摘いただいた。当市の方針としても、バラツキを防ぐ観点から指名業者数の目安を示しているため、再度、統一を図るよう庁内に周知及び指導をしたところである。 また、前回の委員会で意見のあった企業版ふるさと納税をしていただいた下請業者について、元請業者や当該業者への聞き取りを行った結果、通常考え得る範囲での下請契約の経緯であったことが確認出来たため、市として特段問題のない案件と判断したことを報告する。
	2 審議対象工事の抽出結果について	○抽出委員より抽出件数を報告。 抽出のポイント 案件① 落札率が極端に高い。 案件② 指名の考え方について。 案件③ 指名の考え方について。 案件④ 指名の考え方について。 案件⑤ 随意契約に至った経緯。 案件⑥ 随意契約に至った経緯。
	3 審議対象工事の審議について	
	①【一般競争入札】 第05-13-130-0-021号 北富田地内市道1-23号線配水管布設替工事 （上下水道部 施設管理課） ○平均落札率と比べ、極端に高い落札率となっている。競争性は保たれているのか。	○水管橋など受注生産品を含んでおり、当市では使用頻度の少ないφ200の配管工事ということもあって、材料費が抑えられなかったのかと思う。工事場所が山奥のため、地理的要件による経費も影響したと考えら

○同種工事の設定について、φ200の配管工事の実績を求める等、もう少し絞ることは出来なかったのか。 ○入札可能業者20者に対して、参加業者が4者のみだが、この理由をどう考えているか。 ○工期延長を2回行っているが、理由について伺いたい。 ②【指名競争入札】 第05-13-131-0-013号 美和浄水場PAC注入設備改良工事 （上下水道部 施設管理課） ○指名業者の考え方について伺いたい。発注金額が1,000万円以上はAランク、300万以上1,500万円未満はBランクから選定することとなっているが、1,000万円以上1,500万円未満の時は、AランクでもBランクでもどちらでも良いという解釈か。 ○基本的にA、Bランクの混在はないという考え方か。 ○今回はAランクの工事で発注し、Bランクの業者が受注しているが、問題なく工事はできたのか。 ○工期延長されているが、金額変更と同時に行った方が適正性が保たれると感じるがどうか。 ○Aランクの業者が請け負っていた場合でも、結果は同じだったと考えるか。	れる。 ○φ200の口径は使用頻度が少ないことから、施工業者が限られてしまうため困難であった。 ○地理的要件が大きいと考える。山奥ということもあり、経費面や、岩掘削も想定されたことから敬遠された可能性がある。 ○1回目は、受注生産品の納入に不測の期間を要した。2回目は、市道全面通行止めによる迂回路の周知等地元調整に期間を要したため延長を行った。 ○その場合、工事の難易度や、業者の受注状況などで、AもしくはBランクの判断をする。仮にBランクの工事と判断したときは、Bランクの業者のみで選定数を満たすよう選定することとしている。 ○今回は特殊性がある工事というところで、辞退による不調を想定し、A、Bランクの混在で発注した。しかし、結果全ての業者が応札していることから、今後工事内容を注視し、ランクの混在については原則なしとする方針で対応したい。 ○問題はなかった。 ○工期延長については、受注生産品を含んでおり、納品に遅れが生じたことによる延長となっている。金額の変更については、施工中に軽微な変更はあるものの、工事完了間際でないと全ての変更内容が確定しないことから、金額の変更と、工期の延長は同時に行えなかった。 ○部材によるところであるため、同様の結果であったと推測する。
--	--

○受注生産品の納期というのは、見積を徴する時点で、ある程度分からないものなのか。 ○水道工事はライフラインの一つである。ものによってはいち早く復旧が必要になるため、ストックしている部材もあるかと思う。工期についても、特殊なものであればあるほど、前もってある程度把握をしておく必要があるのではないか。 ○この注入設備は、工事するまで使用していなかったのか。 ③【指名競争入札】 第05-07-120-0-008号 林道グリーンライン諸沢線改良工事 （産業観光部 農林振興課） ○選定基準が10者のところ、Aランク全12者を選定している。14者いたら14者全部を選定するのか。個人の感覚だけで許容範囲を設定することは危うく感じる。 ○指名した業者の内、1者が不着となっているが、何か特別な対応をとっているか。 ○辞退と不着は分けて捉えるべき。辞退は、技術者がいないことや、受注状況など様々な理由で対応ができないという意思表示をしているが、不着は、これと比べると不誠実な行為ととれてしまう。 ○下請契約をしているが、下請金額は一般的に入札後に決まるのか。 ④【指名競争入札】 第05-09-130-0-018号 村田小学校プールサイド改修工事 （建設部 都市計画課） ○この案件は、他ランクの混在はなかったのか。	○受注生産品を、業者が発注する時期により、納期が変わってくるものと思われる。 ○適正な工期設定に努めたいと思う。 ○しばらく浄水は別の方法で行っていたが、近年天候による川の増水が頻繁で、水の濁りを解消するのに要する時間が多くなってきたことから、より早く安全な水を提供出来るよう、今回の改修に至った。 ○発注課毎にバラツキがでないよう、今後、10者で統一するよう改めたいと考えている。 ○罰則など、明文化したものはない。業者側も印象に関わるため、不着や辞退のないよう対応している様子である。 ○慎重に判断し、対応したい。 ○入札にあたって、あらかじめ下請予定業者から見積を徴しているものと考えている。 ○建築工事の発注金額区分より、Bランクの工事として、市内のBランク全8者を選定している。業者が少ない場合、他ランクの業者を含める検討もあると思う
---	--

○説明としては、「発注金額が500万円以上のため、選定基準の6者以上となるよう、全8者を選定した」で十分ではないか。 ⑤【随意契約】 第05-13-131-0-016号 美和浄水場1系No.1ろ過ポンプ更新工事 (上下水道部 施設管理課) ○3者から見積を徴しているが、同じ工事場所である案件2で、指名していない業者が含まれているのはなぜか。 ○随意契約できる金額の上限は。 ○随意契約は、1者のみからの見積でも契約は可能なのか。 ○3者から見積を徴する期間はあったのか。入札と随意契約では、契約までの期間はどれほど変わるのか。 ○持ち回りでの対応はできないのか。 ○3者とも、美和浄水場で別工事を受注していたとあるが、それぞれどんな工事であったか。 ⑥【随意契約】 第05-15-330-0-002号 常陸大宮市立図書館情報館自動ドア部品交換修繕 (教育委員会 生涯学習課) ○なぜ施工費がかからないのか。 ○材料費や施工費等、金額的な話になると複雑化してしまう。要は、管理業者のため合理的に作業が可能である、という方向でわかりやすく説明できたほうがよい。随意契約理由については、住民に理解が得られるような整理が必要である。	が、8者であれば競争性が保てると判断した。 ○今後そのように対応し、全発注課で統一を図りたい。 ○案件2の業者選定時、対象業者が指名停止期間中だったため。 ○制限はない。 ○該当する1者でしか施工できない明確な理由があれば可能である。今回は「緊急での対応」を理由として、3者から見積を徴している。 ○入札に付する場合、委員会に諮る都合や、期間を設ける必要があり、1か月程度変わってくる。 ○可能である。案件によっては今後検討したい。 ○案件2のバック注入設備改良工事と、ろ過設備更新工事、それから取水場における流量計の更新工事である。 ○施設の管理を行っている業者で、施工費は管理費に含まれている。 ○了解した。
--	--

	○契約業者は、企業版ふるさと納税を行っているが、発注課は把握しているのか。 ○経済的見返りにあたらないか。 ○施設管理の契約は入札か。随意契約か。 ○施設管理の契約は、本委員会の対象外か。 ○下請契約をしているが、元請業者と下請業者のそれぞれの役割は。 ○随意契約の理由として、入札にすると不利になるとあるが、言い換えれば、入札になると契約業者が有利になるという考えで良いのか。有利不利をなくすことが入札の目的では。	○納税の情報については、発注課へ共有されるものではないため、把握していなかった。 ○適切な随意契約の理由があれば問題ない。 ○入札である。価格競争のうえ契約している。 ○対象外である。市町村により異なるが、当市では、建設工事のみを対象としている。 ○自動ドアの専門的な修繕箇所を下請業者で行い、その他の監理業務や産廃処分等を元請業者が担っている。 ○契約業者は施設管理をしているが、他業者では同じ条件下にないため、余分な経費がかかってしまう。随意契約であれば、より早く、安価に執行することができるため、入札に付すると不利という表現となる。
4 その他・講評 ○ 案件抽出の際に、より多くの情報があつたほうが抽出しやすいので考慮してほしい。 ○ 指名停止の情報を事前にいただきたい。 ○ 随意契約の理由について、対外的に誰もが納得出来るよう、より明確に説明していただきたい。住民に対しても根拠をもって説明できることが必要である。 ○ 企業版ふるさと納税について、寄付をいただいた業者への聞き取りなどの行動は有効である。このような情報を発信することも、談合を未然に防止するための対策であると考える。 ○ 受注生産品の納入に期間を要したことが理由で、工期が延長されている案件があるが、資材の調達期間については事前にある程度把握しておき、発注段階で適正な工期設定に努めるべきである。		
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	特になし	